

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本業務において取り扱う情報は、受給者の支援を必要とする状況や世帯の収入等の状況など個人のプライバシーに係る情報であることを認識し、本業務を担当する職員のみをシステム操作者として登録する等の管理を行い、情報の不正利用(不必要な情報の閲覧、発行等)を防ぐ対策をとっている。

## 評価実施機関名

大田区長

## 公表日

令和4年12月16日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	<p>大田区における生活保護法による保護及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置については、それぞれ生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づいて、以下①から③の事務を行っています。また全世代型対応の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条に基づき、④の事務を行います。</p> <p>①「保護の決定及び実施」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護の開始又は変更申請書を受理する。</li><li>・生活保護の決定に係る事務において、申請者の住民税情報や年金給付情報、その他、他法に基づく各種手当や保険資格、資金の貸付等の情報(以下、「各種情報」という。)を取得し、生活保護の必要性を判定する。</li><li>・生活保護の停止、廃止事務に係る事務において、各種情報を取得し決定する。</li><li>・職権による生活保護の開始及び変更事務に係る事務において、各種情報を取得し決定する。</li></ul> <p>②「就労自立給付金及び進学準備給付金の支給」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・就労自立給付金及び進学準備給付金の申請書を受理する。</li><li>・就労自立給付金及び進学準備給付金の申請に係る事務において、各種情報を取得し支給判定を行う。</li></ul> <p>③「保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護費の給付後、過払い又は不正受給が生じた場合の返還・徴収事務において、申請者の各種情報を取得し返還・徴収事務を行う。</li></ul> <p>④「医療扶助のオンライン資格確認業務」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</li><li>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</li><li>・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</li><li>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</li></ul>
③システムの名称	生活保護システム、区民情報系基盤システム、中間サーバ

## 2. 特定個人情報ファイル名

提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル、生活保護システムファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1.生活保護法による保護等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表第一の15の項</li><li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条(生活保護法関係)</li><li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</li></ul> <p>2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条(利用範囲)第2項</li><li>・大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条</li><li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</li></ul>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>1.生活保護法による保護等に関する事務          &lt;情報参照ができる根拠法令&gt;          ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第二の26の項          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条(生活保護法関係)          ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条(生活保護法関係)          &lt;情報提供ができる根拠法令&gt;          ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「生活保護実施関係情報」が含まれる項          (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119の項)          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の          別表第二の9,10,14,16項関係:第8,9,11,12条(児童福祉法関係)          別表第二の18項関係:第13条(予防接種法関係)          別表第二の20項関係:第14条(身体障害者福祉法関係)          別表第二の21項関係:条項未設定(身体障害者福祉法関係)          別表第二の24項関係:第17条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)          別表第二の26項関係:第19条(生活保護法関係)          別表第二の27,28項関係:第20,21条(地方税法関係)          別表第二の30項関係:条項未設定(社会福祉法関係)          別表第二の31項関係:第22条(公営住宅法関係)          別表第二の37項関係:第23条(特別支援学校への就学奨励に関する法律関係)          別表第二の38項関係:第24条(学校保健安全法関係)          別表第二の42項関係:第25条(国民健康保険法関係)          別表第二の50項関係:第26条の4(国民年金法関係)          別表第二の53項関係:第27条(知的障害者福祉法関係)          別表第二の54項関係:第28条(住宅地区改良法関係)          別表第二の61,62項関係:第32,33条(老人福祉法関係)          別表第二の64項関係:第35条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係)          別表第二の70項関係:第39条(母子保健法関係)          別表第二の87項関係:第44条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等並びに特定配偶者の自立支援に関する法律関係)          別表第二の90項関係:条項未設定(原子爆弾被爆者に対する援護の関係に関する法律関係)          別表第二の94項関係:第47条(介護保険法関係)          別表第二の104項関係:第52条(独立行政法人日本スポーツ振興センター法関係)          別表第二の106項関係:第53条(独立行政法人日本学生支援機構法関係)          別表第二の108項関係:第55条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)          別表第二の116項関係:第59条の2(子ども・子育て支援法関係)          別表第二の119項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律関係)          ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条(生活保護法関係)</p> <p>2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務          &lt;情報参照ができる根拠法令&gt;          ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号          &lt;&lt;「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出&gt;&gt;          &lt;情報提供ができる根拠法令&gt;          情報提供は行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部蒲田生活福祉課
②所属長の役職名	自立支援促進担当課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部大森生活福祉課 〒143-0015 東京都大田区大森西1-12-1 03-5764-0665 福祉部調布生活福祉課 〒145-0067 東京都大田区雪谷大塚町4-6 03-3726-6655 福祉部蒲田生活福祉課 〒144-0053 東京都大田区蒲田本町2-1-1 03-5713-1706 福祉部糞谷・羽田生活福祉課 〒144-0033 東京都大田区東糞谷1-21-15 03-3741-6521 ※請求先担当課は、利用者の住所地による。
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部福祉管理課 〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1243

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部蒲田生活福祉課	福祉部福祉管理課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(組織改正のため)
平成28年7月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	生活福祉調整担当課長 赤松 郁夫	福祉支援調整担当課長 田村 彰一郎	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(所属長名変更)
平成28年7月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(制定予定)	大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(利用条例制定のため条例名を記載)
平成28年7月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠 別紙3-1「法令上の根拠」	1.生活保護法による保護等に関する事務 ＜情報参照ができる根拠法令＞ ＜中略＞ ＜情報提供ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の9.10.14.16項関係:第8.9.11.12条(児童福祉法関係) ＜以下略＞	1.生活保護法による保護等に関する事務 ＜情報参照ができる根拠法令＞ ＜中略＞ ＜情報提供ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の9.10.14.16項関係:第8.9.11.12条(児童福祉法関係) ＜中略＞ 別表第二の38項関係:条項未設定(学校保健安全法関係) ＜以下略＞	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令が制定されたため追記)
平成28年7月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠 別紙3-1「法令上の根拠」参照 2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ＜情報提供ができる根拠法令＞	＜条例制定後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則に基づく届出を行う予定＞	＜行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則に基づく届出を行う予定＞	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(利用条例制定済みのため記載を修正)
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数及び2.取扱者数いつ時点の計数か	平成27年8月20日 時点	平成28年5月20日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成29年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部福祉管理課	福祉部蒲田生活福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(組織改正のため)
平成29年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉支援調整担当課長 田村 彰一郎	自立支援促進担当課長 長谷川 浩二	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(所属長名変更)
平成29年4月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 別紙3-1「法令上の根拠」	1.生活保護法による保護等に関する事務 ＜情報参照ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条(生活保護法関係) ＜情報提供ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の9.10.14.16項関係:第8.9.11.12条(児童福祉法関係) 別表第二の20.21項関係:第14.15条(身体障害者福祉法関係) ＜中略＞ 別表第二の31項関係:第22条(公営住宅法) 別表第二の38項関係:条項未設定(学校保健安全法関係) 別表第二の50項関係:条項未設定(国民年金法関係) ＜中略＞ 別表第二の116項関係:条項未設定(子ども・子育て支援法関係) 別表第二の119項関係:条項未設定(難病の患者に対する医療等に関する法律関係) ＜以下略＞	1.生活保護法による保護等に関する事務 ＜情報参照ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(生活保護法関係) ＜情報提供ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「生活保護実施関係情報」が含まれる項(9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.119の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の9.10.14.16項関係:第8.9.11.12条(児童福祉法関係) 別表第二の20項関係:第14条(身体障害者福祉法関係) 別表第二の21項関係:条項未設定(身体障害者福祉法関係) ＜中略＞ 別表第二の31項関係:第22条(公営住宅法関係) 別表第二の38項関係:第24条(学校保健安全法関係) 別表第二の50項関係:第26条の4(国民年金法関係) ＜中略＞ 別表第二の116項関係:第59条の2(子ども・子育て支援法関係) 別表第二の119項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律関係)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令の制定等による追記、修正)
平成29年4月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 別紙3-1「法令上の根拠」参照 2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ＜情報提供ができる根拠法令＞	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第14号 ＜行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則に基づく届出を行う予定＞	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ＜「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出＞	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正による記載の修正)
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数及び2.取扱者数いつ時点の計数か	平成28年5月20日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年6月7日	II しきい値判断項目	平成29年4月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成30年11月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年11月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	重要な変更にとつたらない(記載誤りのため)
平成30年11月14日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成30年11月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年11月14日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更にとつたらない(記載誤りのため)
令和1年6月21日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	大田区における生活保護法による保護及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置については、それぞれ生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づいて、以下①から③の事務をおこなっています。 《中略》 ②「就労自立給付金の支給」 ・就労自立給付金の申請書を受理する。 ・就労自立給付金の申請に係る事務において、各種情報を取得し支給判定を行う。 《以下略》	大田区における生活保護法による保護及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置については、それぞれ生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づいて、以下①から③の事務をおこなっています。 《中略》 ②「就労自立給付金及び進学準備給付金の支給」 ・就労自立給付金及び進学準備給付金の申請書を受理する。 ・就労自立給付金及び進学準備給付金の申請に係る事務において、各種情報を取得し支給判定を行う。 《以下略》	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正による記載の修正)
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	自立支援促進担当課長 長谷川 浩二	自立支援促進担当課長	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載項目変更)
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年6月21日	IV リスク対策		様式変更に伴い新規追加	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載項目追加)
令和2年5月15日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠「法3-1」法令上の根拠	1. 生活保護法による保護等に関する事務 《情報参照ができる根拠法令》 《中略》 《情報提供ができる根拠法令》 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「生活保護実施関係情報」が含まれる項 (9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の9,10,14,16項関係:第8,9,11,12条(児童福祉法関係) 別表第二の20項関係:第14条(身体障害者福祉法関係) 《中略》 別表第二の31項関係:第22条(営繕住宅法関係)  別表第二の38項関係:第24条(学校保健安全法関係)  別表第二の50項関係:第26条の4(国民年金法関係) 《中略》 別表第二の116項関係:第59条の2(子ども・子育て支援法関係) 別表第二の119項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律関係) 《以下略》	1. 生活保護法による保護等に関する事務 《情報参照ができる根拠法令》 《中略》 《情報提供ができる根拠法令》 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「生活保護実施関係情報」が含まれる項 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の9,10,14,16項関係:第8,9,11,12条(児童福祉法関係) 別表第二の18項関係:第13条(予防接種法関係) 別表第二の20項関係:第14条(身体障害者福祉法関係) 《中略》 別表第二の31項関係:第22条(営繕住宅法関係)  別表第二の37項関係:第23条(特別支援学校への就学奨励に関する法律関係) 別表第二の38項関係:第24条(学校保健安全法関係) 別表第二の42項関係:第25条(国民健康保険法関係) 別表第二の50項関係:第26条の4(国民年金法関係) 《中略》 別表第二の116項関係:第59条の2(子ども・子育て支援法関係) 別表第二の120項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律関係)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令の制定等による追記、修正)
令和2年5月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和2年5月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和4年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和4年6月30日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 別紙3-1「法令上の根拠」	1.生活保護法による保護等に関する事務 ＜情報参照ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条(生活保護法関係) ＜情報提供ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「生活保護実施関係情報」が含まれる項 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項) 《中略》 別表第二の120項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律関係)  2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ＜情報参照ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 《「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出》 ＜情報提供ができる根拠法令＞ 情報提供は行わない。	1.生活保護法による保護等に関する事務 ＜情報参照ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条(生活保護法関係) ＜情報提供ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「生活保護実施関係情報」が含まれる項 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119の項) 《中略》 別表第二の119項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律関係)  2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ＜情報参照ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号 《「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出》 ＜情報提供ができる根拠法令＞ 情報提供は行わない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令の制定等による追記、修正)
令和4年11月25日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	大田区における生活保護法による保護及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置については、それぞれ生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づいて、以下①から③の事務をおこなっています。  《中略》  ③「保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収」 ・生活保護費の給付後、過払い又は不正受給が生じた場合の返還・徴収事務において、申請者の各種情報を取得し返還・徴収事務を行う。	大田区における生活保護法による保護及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置については、それぞれ生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づいて、以下①から③の事務をおこなっています。  《中略》  ③「保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収」 ・生活保護費の給付後、過払い又は不正受給が生じた場合の返還・徴収事務において、申請者の各種情報を取得し返還・徴収事務を行う。  ④「医療扶助のオンライン資格確認業務」 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正による追記)
令和4年11月25日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 別紙3-1「法令上の根拠」	1.生活保護法による保護等に関する事務 ＜情報参照ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条(生活保護法関係) ＜情報提供ができる根拠法令＞  《中略》  別表第二の119項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律関係)  《後略》	1.生活保護法による保護等に関する事務 ＜情報参照ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条(生活保護法関係) ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条(生活保護法関係) ＜情報提供ができる根拠法令＞  《中略》  別表第二の119項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律関係) ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条(生活保護法関係)  《後略》	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正による追記)